

石狩市森林整備計画(概要版)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

●森林整備の状況と課題

○石狩市の状況

市総面積	72,242ha
地域の森林	53,288ha (林野率 74%)
国有林	41,192ha
市有林	2,099ha
私有林	9,997ha

○課題

- ・収益性の低下から森林所有者の森林整備意欲が減退し、間伐などの管理がされない未施業森林が増加しています。
- ・市内の森林は、小規模所有者が多く路網の整備も遅れています。

●森林整備の基本方針

森林のもつ多面的な機能を発揮させ、河川の水質保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、環境教育等に努め、市民とともに森林づくりを進めるため、それぞれの森林に期待される機能に応じて区域を設定します。

森林の機能に応じた望ましい姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を図ることとします。

林道等の林内路網については、引き続き計画的な路網整備を推進することとします。

小規模分散型施業から森林施業の集約化を促進するため、林業関係者が一体となり施業の合理化による低コスト林業をすすめます。

○森林に期待される機能に応じて5つの区域を設定します。

- ・水源涵養林・・・良質な水資源の安定供給の確保を形成する森林
- ・山地災害防止林・・・土砂流出・崩壊の防備など災害に強い国土基盤を形成する森林
- ・生活環境保全林・・・風害などの影響を緩和し、快適な生活環境を形成する森林
- ・保健・文化機能等維持林・・・憩いと学びの場の提供、自然景観・歴史的風致の提供、および生物多様性の保全などを目的とした森林
- ・木材等生産林・・・木材等の持続的・安定的・効率的な供給を目的とした森林

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

●森林の立木の伐採に関する事項

- ・地域の標準的な伐齢期を明示
アカエゾマツ60年、トドマツ40年、カラムツ30年、天然林広葉樹80年 など
- ・伐採の際注意する事項について明示
状況に応じて保護樹帯等を設置すること
河川の汚濁を防ぐ施業に配慮すること
野生動物の生息・生育環境に配慮すること
労働安全に配慮すること など

●造林に関する事項

- ・人工造林を行う際の方法について明示
対象となる樹種、植栽時期、植栽本数 など
- ・天然更新を行う際の方法について明示
対象となる樹種、更新完了の判断基準 など
- ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を明示
木材等生産林の人工林、水源涵養林の水資源保全ゾーン など

●間伐及び保育に関する具体的な事項

- ・樹種別の標準的な間伐時期等について明示
- ・保育の標準的な作業について明示
下刈り、除伐、つる切り など

●公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- ・各森林区域の解説と施業方法について明示
水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、木材生産林
- ・各森林区域に重複して設定した区域について明示
水資源保全ゾーン、生物多様性ゾーン（水辺林タイプ、保護地域タイプ）

●委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- ・森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策を明示
- ・森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項を明示

●森林施業の共同化の促進に関する事項

施業の集約化による共同施業が森林経営の効率化を図る上で重要と考え、市内林業関係者を構成員として平成22年度に「石狩市森林管理推進協議会」設立し、その実現に向けて活動することとしました。

- ・ 施業実施協定の締結と共同化の促進について明示
- ・ 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項について明示

●作業路網その他森林の整備のために必要な施設整備に関する事項

- ・ 路網密度の水準について明示
- ・ 作業システムについて明示
- ・ 路網整備等推進区域として3地区を設定
ワラナ第1地区、ワラナ第2地区、実田第2地区
- ・ 基幹林道3路線の整備について明示
林道毘砂別線開設、林道加賀の沢線局部改良、林道室蘭沢線局部改良
- ・ 林道等の維持管理について明示

●その他必要な事項

- ・ 林業従事者の養成及び確保に関し明示
人材の確保、林業事業体、機械化の促進 など

Ⅲ 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により、鳥獣害、病虫害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適切に行うこととします。

●鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- ・ エゾシカによる森林被害を防止するため、その方法について明示
区域の設定、防止の方法(植栽木の保護、捕獲) など

●森林病虫害の駆除又は予防の方法等

- ・ 森林病虫害の駆除及び予防方法について明示

●鳥獣による森林被害対策の方法

- ・ エゾヤチネズミなどの食害防止対策を明示

●林野火災の予防の方法

- ・ 山火事等の森林被害を未然に防止する対策を明示

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林です。保健機能森林の区域や整備に関する事項は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し次の事項を定めます。

- ・区域の設定に関することを明示
- ・区域内の造林、保育、伐採その他の施業について明示

V その他森林の整備のために必要な事項

●森林経営計画の作成に関する事項

- ・森林経営計画の作成にあたって留意すべき事項を明示
- ・効率的な森林施業や路網整備を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われる区域として次の5地区を定めます。

石狩第2地区、厚田第1地区、厚田第3地区、厚田第5地区、浜益第1地区

●森林整備を通じた地域振興に関する事項

- ・公共建築物等の地域材利用について明示
- ・キノコ生産に係る課題等の情報共有に取り組めます。

●森林の総合利用の推進に関する事項

厚田地区石狩市あいロードパークキャンプ場に隣接する生活環境保全林については、市内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、散策や森林浴等、憩いの拠点となっており、散策道の適切な管理を行うなど、森林ボランティアの協力により林木の保育管理を行っています。

●市民参加による森林の整備に関する事項

- ・市内で活動している団体と内容について明示

- ①厚田地区漁協女性部による「お魚殖やす植樹活動」
- ②森林ボランティア団体のクマガラ、やまどり等による「あつたふるさとの森」への植樹活動
- ③浜益魚つきの森推進協議会による「浜益魚つきの森植林活動」
- ④厚田里山再生の会による「里山の保全や森林資源の利活用」 など

- ・企業との協働に関する森林づくりについて明示
- ・市民参加による植樹活動は、北海道指導林家、森林ボランティア団体等の連携・協力により、地域が一体となって取組を進めます。

●その他必要な事項

- ・保安林、自然公園特別地域、風致地区など施業に制限を受けている森林の施業方法について明示
立木の伐採方法、伐採の限度、植栽の方法・期間及び樹種 など
- ・森林施業の技術及び知識の普及・指導に関して明示
地域の特性に応じた施業方法について、森林組合などの事業体、北海道指導林家、青年林業士等の合意形成を図り、林業普及指導員等の協力により、適切な森林整備が進むよう関係機関と連携した普及啓発を進めます。
- ・国土の保全の観点から森林として管理する土地に関して明示
土砂災害等の危険区域については、北海道の関係機関との連絡調整に努めます。
- ・環境の保全等の観点から保全すべき森林に関して明示
- ・国蝶オオムラサキの生息地など希少な野生生物の生息環境の保全に努めます。
- ・市有林の整備に関する事項
市有林については、「森林経営計画」に基づく施業や、地球温暖化防止に貢献する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」の活用及び「企業との協働による森林づくり」を進め適切な整備に努めます。

※石狩市森林整備計画(案)原本は、石狩市企画経済部林業水産課(厚田支所内)で、

平成30年1月17日から2月17日まで公開しています。